

福 島 県

出荷制限指示後の管理の考え方

—くさそてつ（ごごみ）、こしあぶら、たけのこ—

くさそてつ（ごごみ）、こしあぶら、たけのこの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

くさそてつ（ごごみ）の出荷制限が指示された田村市、古殿町、こしあぶらの出荷制限が指示された郡山市、白河市、喜多方市、棚倉町、塙町、会津美里町、たけのこの出荷制限が指示された須賀川市における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町村産のくさそてつ（ごごみ）、こしあぶら、たけのこを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町村のくさそてつ（ごごみ）、こしあぶら、たけのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるくさそてつ（ごごみ）、こしあぶら、たけのこについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生たらのめ－

野生たらのめの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているたらのめについては、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

野生たらのめの出荷制限が指示された郡山市、白河市、塙町、新地町における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町村産の野生たらのめを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示（栽培、野生）により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町村の野生たらのめが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される野生たらのめについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。